⑵　月16日目以降　950円
ホ　同一建物内50人以上
⑴　月15日目まで　1,000円
⑵　月16日目以降　800円
10　１及び３については、深夜に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１の注14に規定する深夜訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。
イ　同一建物内１人又は２人　4,200円
ロ　同一建物内３人以上９人以下
⑴　月15日目まで　4,200円
⑵　月16日目以降　4,000円
ハ　同一建物内10人以上19人以下
⑴　月15日目まで　3,900円
⑵　月16日目以降　2,300円
ニ　同一建物内20人以上49人以下
⑴　月15日目まで　2,100円
⑵　月16日目以降　1,500円
ホ　同一建物内50人以上
⑴　月15日目まで　1,800円
⑵　月16日目以降　1,300円
11　１及び３については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が、医科点数表の区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、１日に２回又は３回以上指定訪問看護を行った場合は、精神科複数回訪問加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１の注７に規定する難病等複数回訪問加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。
イ　１日に２回の場合
⑴　同一建物内１人又は２人　4,500円
⑵　同一建物内３人以上９人以下　4,000円
⑶　同一建物内10人以上19人以下　3,700円
⑷　同一建物内20人以上49人以下　3,500円
⑸　同一建物内50人以上　3,300円
ロ　１日に３回以上の場合
⑴　同一建物内１人又は２人　8,000円
⑵　同一建物内３人以上９人以下
①　月20日目まで　7,200円
②　月21日目以降　6,900円
⑶　同一建物内10人以上19人以下
①　月20日目まで　6,300円
②　月21日目以降　5,200円
⑷　同一建物内20人以上49人以下
①　月20日目まで　4,800円
②　月21日目以降　3,500円
⑸　同一建物内50人以上
①　月20日目まで　4,100円
②　月21日目以降　3,000円
12　利用者が次のいずれかに該当する場合は、所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りでない。
イ　病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の医師又は看護師若しくは准看護師が配置されている施設に現に入院又は入所している場合
ロ　介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている場合
ハ　他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護（区分番号０１の注２及び注４の場合を除く。）を受けている場合（次に掲げる場合を除く。）
⑴　区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合
⑵　精神科特別訪問看護指示書の交付の対象となった利用者であって週４日以上の指定訪問看護が計画されているものが現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合
⑶　区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者であって週７日の指定訪問看護が計画されているものが現に他の２つ以下の訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合
ニ　区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住している場合（区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合等を除く。）

０２　訪問看護管理療養費
１　月の初日の訪問の場合
イ　機能強化型訪問看護管理療養費１　13,760円
ロ　機能強化型訪問看護管理療養費２　10,460円
ハ　機能強化型訪問看護管理療養費３　9,030円
ニ　機能強化型訪問看護管理療養費４　9,030円
ホ　イからニまで以外の場合　7,710円
２　月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）
イ　単一建物居住利用者が20人未満　3,010円
ロ　単一建物居住利用者が20人以上50人未満
⑴　月15日目まで　2,510円
⑵　月16日目以降24日目まで　2,310円
⑶　月25日目以降　2,210円
ハ　単一建物居住利用者が50人以上
⑴　月15日目まで　2,410円
⑵　月16日目以降24日目まで　2,210円
⑶　月25日目以降　2,010円
注１　指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーション（１のイからニまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションに限る。）であって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の医師に限る。以下同じ。）に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合（２については、訪問日数及び単一建物居住利用者の人数に従う。）に、訪問の都度算定する。
２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準に規定する24時間の対応体制にある場合（指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、24時間対応体制加算として、次に掲げる区分に従い、月１回に限り、いずれかを所定額に加算する。ただし、当該月において、当該利用者について他の訪問看護ステーションが24時間対応体制加算を算定している場合は、算定しない。
イ　24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合　6,800円
ロ　イ以外の場合　6,520円
３　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪